

**第十三条** 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

(けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置)

**第16条** けん引自動車と被けん引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第13条の告示で定める基準は、次項から第8項までに掲げる基準とする。

2 けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車を連結した状態において、前条第2項第3号及び第5項第2号の基準並びに次の基準に適合しなければならない。

一 前条第2項又は第3項の自動車にけん引される場合にあつては、空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

二 前条第5項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第9号の基準

3 前条第7項第2号及び第3号に掲げる被けん引自動車にあつては、連結した状態において、けん引するけん引自動車の主制動装置のみで同条第5項第2号及び第4号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4 けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置（被けん引自動車の制動装置であつて当該被けん引自動車をけん引するけん引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中けん引自動車と被けん引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5 t以下の1軸を有する被けん引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、けん引自動車と被けん引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。

5 けん引自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）及び被けん引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

一 前条第2項又は第3項の自動車にけん引される場合にあつては、液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

二 前条第4項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第3号の基準

三 前条第5項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第5号及び第8号の基準

6 けん引自動車及び被けん引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、けん引自動車と被けん引自動車を連結した状態において、けん引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被けん引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。

7 車両総重量が7 tを超えるけん引自動車及び被けん引自動車（車両総重量10 t以下の被けん引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車によりけん引される被けん引自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

- 一 前条第2項の自動車に牽引<sup>けん</sup>される場合にあつては、同項第5号の基準及び走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備えた自動車にあつては、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報<sup>けいほう</sup>する装置を備えたものであること。
  - 二 前条第5項の自動車に牽引<sup>けん</sup>される場合にあつては、同項第10号の基準
- 8 前条第3項の自動車に牽引<sup>けん</sup>される車両総重量750kg以下の被牽引<sup>けん</sup>自動車にあつては、連結した状態において、牽引<sup>けん</sup>する牽引<sup>けん</sup>自動車の主制動装置のみで別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.及び前条第5項第2号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

(けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置)

- 第94条** けん引自動車と被けん引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第13条の告示で定める基準は、別添 93「連結車両の制動作動遅れ防止の技術基準」に定める基準及び次項から第7項までに掲げる基準とする。
- 2 けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、前条第2項第3号及び第8号の基準並びに次の基準に適合しなければならない。
- 一 前条第2項又は第3項の自動車にけん引される場合にあつては、同条第2項第10号の基準
- 二 前条第5項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第9号の基準
- 3 前条第7項第2号及び第3号に掲げる被けん引自動車にあつては、連結した状態において、けん引するけん引自動車の主制動装置のみで同条第2項第3号及び第5項第4号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。
- 4 けん引自動車及び被けん引自動車の制動装置（被けん引自動車の制動装置であつて当該被けん引自動車をけん引するけん引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中けん引自動車と被けん引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5 t以下の1軸を有する被けん引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、けん引自動車と被けん引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。
- 5 けん引自動車（最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）及び被けん引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 前条第2項又は第3項の自動車にけん引される場合にあつては、同条第2項第9号の基準
- 二 前条第4項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第5号の基準
- 三 前条第5項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第5号及び第8号の基準
- 6 車両総重量が7 tを超えるけん引自動車及び被けん引自動車（車両総重量10 t以下の被けん引自動車及び最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25km/h以下の自動車によりけん引される被けん引自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 前条第2項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第11号及び第12号の基準
- 二 前条第5項の自動車にけん引される場合にあつては、同項第10号の基準
- 7 前条第3項の自動車にけん引される車両総重量750kg以下の被けん引自動車であつて、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、主制動装置を省略することができる。
- 一 連結した状態において、けん引自動車の主制動装置のみで別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.に定める基準及び前条第2項第3号の基準に適合す

るもの

二 牽引自動車<sup>けんいん</sup>の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車<sup>けんいん</sup>の車両総重量が超えないもの

(牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置)

**第 172 条** 牽引自動車と被牽引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第 13 条の告示で定める基準は、次項から第 8 項までに掲げる基準とする。

2 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、前条第 2 項第 3 号及び第 8 号の基準並びに次の基準に適合しなければならない。

一 前条第 2 項又は第 3 項の自動車に牽引される場合にあつては、同条第 2 項第 10 号の基準

二 前条第 5 項の自動車に牽引される場合にあつては、同項第 9 号の基準

3 前条第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで同条第 2 項第 3 号及び第 5 項第 4 号基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が 1.5 t 以下の一軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。

5 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 前条第 2 項又は第 3 項の自動車に牽引される場合にあつては、同条第 2 項第 9 号の基準

二 前条第 4 項の自動車に牽引される場合にあつては、同項第 5 号の基準

三 前条第 5 項の自動車に牽引される場合にあつては、同項第 5 号及び第 8 号の基準

6 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。

7 車両総重量が 7 t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10 t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 前条第 2 項の自動車に牽引される場合にあつては、同項第 11 号及び第 12 号の基準

二 前条第 5 項の自動車に牽引される場合にあつては、同項第 10 号の基準

8 前条第 3 項の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車であつて、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、主制動装置を省略することができる。

一 連結した状態において、牽引自動車の主制動装置のみで別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2005.08.16】〈第三節〉第172条（連結車両の制動装置）

の別紙1の2.1.2.に定める基準及び前条第2項第3号の基準に適合するもの  
二 牽引自動車<sup>けんいん</sup>の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車<sup>けんいん</sup>の車両総重量が超えないもの